

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	普通乗用自動車
台数	1台
ミッション	A T
燃料	無鉛レギュラーガソリン
乗用定員	5人
ドア数	5ドア
車体カラー	契約業者と打ち合わせにより決定する。
指定文字等	両サイド前席ドア部に「横浜市神奈川土木事務所」と記入し(左よこ書き・一文字6cm×6cm)、その上にハマのマークを入れる(10cm×14cm 別紙のとおり)
装備品	①AM:FM付ナビゲーション(ウメコミ式TVレス) ②バックブザー ③フロアマット ④パーソナルツール ⑤サイドバイザー(前・後) ⑥ドライブレコーダー(前方・後方カメラ) ⑦停止表示版 ⑧スペアタイヤセット ⑨タイヤチェーン ※標準装備はオプションで外すことはしません。
特別装備	前後の座席(安全装置の作動上設置できない箇所を除く)及びヘッドレストに固定式ビニールカバー(耐久性がある素材)を付ける。ヘッドレストのみ、ひもで固定する施工でも可とする。
例示車種	日産 ノート
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 5,000 km ドライバーの状況 : 専任 (複数人) (どちらかに○) 九都県市指定低公害車に該当 神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。

- 2 物品納入期限 令和6年11月11日
- 3 借入期間(本年度分) 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで
- 4 借入月数(本年度分) 5か月
- 5 予定借入期間 7年間
及び最終日 令和13年10月31日
- 6 物品保管場所 所在地 横浜市神奈川区神大寺二丁目28-22
名称 横浜市神奈川区神奈川土木事務所
TEL 045-491-3363

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、4に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市神奈川区神大寺二丁目 28-22

担当者 横浜市神奈川土木事務所 竹村

T E L : 045-491-3363

F A X : 045-491-7205

○ 本市徽章

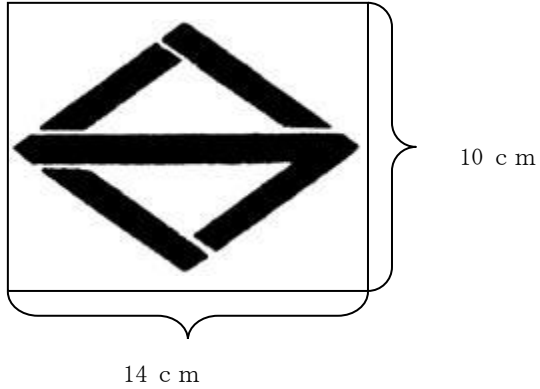
明治 42 年 6 月 5 日

告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1